

# 総合評価方式 様式関係記載留意事項

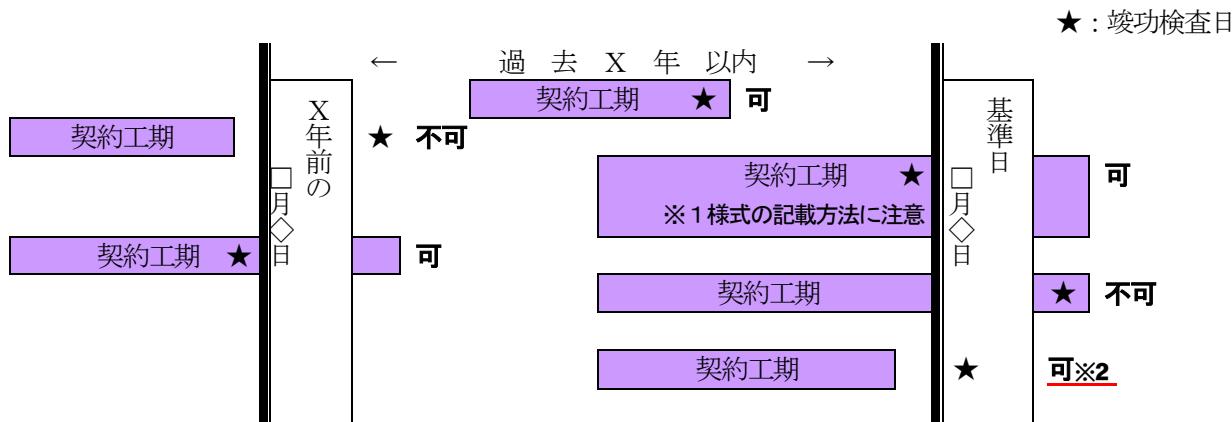
## § 1 共 通

- 記載事項の**基準日は開札日を基本**としますが、年度の実績で評価を行う項目もありますので注意してください。
- 記載に当たっては、評価項目の内容、評価基準、記載留意事項等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。 「**工事概要**」の欄には、**評価基準を満たしている（同種類似工事や施工数量等を満たしている）**ことが分かるように明確に記載してください。

特に、様式第1号に添えて提出した書類に記載された内容については、入札執行機関が落札候補者に対して事実の確認を行いますが、落札者の決定前に確認できない内容は、落札者決定後に工事執行機関が事実の確認を行います。落札者決定後に、書類に記載された内容と事実に相違あることが判明した場合、虚偽の記載があったものとして契約の解除、損害の請求及び工事成績の減点等の措置を講ずることがあります。さらに、入札参加資格制限の措置を受ける場合もありますので、慎重に取り扱うよう注意願います。

なお、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者（複数の技術者を記載した場合はその全て）を配置できない事由が発生した場合には、入札書等を無効とする申出ができます。詳しくは、別途、「福島県工事等競争入札心得」及び「入札説明書」等でご確認ください。
- 提出様式の記載文字の大きさに関する指示や枚数の指定が守られていない場合、当該様式全体または当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 提出様式中記載がない項目については当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合（電子入札の場合は添付されていない場合）は入札を無効としますので注意してください。
- 基準の中で表現されている「履行実績」等については、履行が完了した期日等をもって判定します。

履行が完了した期日とは、契約工期としますが、契約工期が基準日以降でかつ竣工検査日（合格したものに限る）が基準日以前の場合は、竣工検査日とします。



「※1 様式の記載方法に注意」と記載した事例に該当する場合、様式の「工期」欄に記載する工期の終期は、竣工検査年月日を記載してください。

※2 事後確認時に竣工検査が完了していない場合、評価対象外とします。

- 施工実績の契約金額は消費税込みとしてください。
- 共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員について実績を評価します。**
- 共同企業体（特定又は経常）での実績については、構成員としての実績であっても評価の対象となります。
- 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、開札日時点では有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。

11 監理技術者としての実績には、特例監理技術者としての実績も含むものとします。

12 土木事務所管内とは次の19区分をいいます。

建設事務所管内	土木事務所管内（19区分）	管轄市町村
県北建設事務所	県北建設事務所 (保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。)	福島市、川俣町
	保原土木事務所	伊達市、桑折町、国見町
	二本松土木事務所	二本松市、本宮市、大玉村
県中建設事務所	県中建設事務所 (三春土木事務所、須賀川土木事務所、石川土木事務所管内を除く。)	郡山市
	三春土木事務所	田村市、三春町、小野町
	須賀川土木事務所	須賀川市、鏡石町、天栄村
	石川土木事務所	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
県南建設事務所	県南建設事務所 (棚倉土木事務所管内を除く。)	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
	棚倉土木事務所	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津若松建設事務所	会津若松建設事務所 (宮下土木事務所管内を除く。)	会津若松市、会津坂下町、湯川村、会津美里町
	宮下土木事務所	柳津町、三島町、金山町、昭和村
喜多方建設事務所	喜多方建設事務所 (猪苗代土木事務所管内を除く。)	喜多方市、北塩原村の一部、西会津町
	猪苗代土木事務所	猪苗代町、磐梯町、北塩原村裏磐梯方面
南会津建設事務所	南会津建設事務所 (山口土木事務所管内を除く。)	下郷町、南会津町（東部）
	山口土木事務所	檜枝岐村、只見町、南会津町（西部）
相双建設事務所	相双建設事務所 (富岡土木事務所管内を除く。)	相馬市、南相馬市、新地町、飯館村
	富岡土木事務所	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
いわき建設事務所	いわき建設事務所 (勿来土木事務所管内を除く。)	いわき市（勿来地区、田人地区、遠野地区を除く）
	勿来土木事務所	いわき市（勿来地区、田人地区、遠野地区）

13 確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。（落札候補者にならなかつた場合、確認書類の提出の必要はありません。）

なお、確認書類の提出は、入札執行権者が追加で提出を求める場合を除き、原則1回とし、訂正、差替え、再提出は認めません。確認書類で申請内容の確認ができない場合は、減点します。

14 記載に当たつて不明な点等がある場合には、入札公告に記載の問い合わせ先に問い合わせ願います。

## § 2 様式第1号関係（技術提案書）（標準型・簡易型・特別簡易型・地域密着型・復旧型）

項目	記載留意事項
住所・商号又は名称など	<p>1 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合（電子入札の場合には添付されていない場合）は入札を無効としますので注意してください。</p> <p>2 様式第8号及び様式第11号の「入札参加者の所在地」の所在地の選択は、様式第1号に記載された「住所」をもとに適切に行ってください。</p> <p>3 様式第1号の代表者氏名と、入札書に記載する（電子入札にあってはICカードに登録された）代表者氏名（以下「入札書の代表者氏名」という。）は同一としてください。なお、電子入札にあって入札書の代表者氏名と様式第1号にある代表者氏名が異なる場合、入札書の代表者氏名から入札参加者の所在地（本店・支店等）を判断し、評価を行います。（詳しくは入札監理課HP内の「電子入札で行う総合評価方式に係る入札参加者の所在地の取扱いについて（お知らせ）を確認願います。）</p> <p>4 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」「電話番号」は入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）について記載してください。</p>

## § 3 様式第6号関係（企業の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））

（特別簡易型・地域密着型・復旧型）

項目	記載留意事項
施工能力 (同種・類似工事の実績)	<p>1 加点対象は、過去10年以内（建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は、過去15年以内）【<u>様式11号関係（特別簡易型等）</u>の場合は過去15年以内】に当該工事の同種・類似工事で（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。工種、施工数量の指定があればそれらを満たす場合に限る。）、かつ、指定された金額以上の施工実績が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。</p> <p>2 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種に関わらず同種・類似工事（工種、施工数量の指定があればそれらを満たす場合に限る）に該当すれば評価対象となります。</p> <p>3 施工実績は、元請としての施工に限ります。</p> <p>4 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</p> <p>5 共同企業体（特定又は経常）での実績については、契約金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。なお、この場合、様式の「契約金額」の欄には契約書に記載のある契約金額（出資比率を乗じる前の全体契約金額）を記載するとともに、出資比率の割合も記載する</p>

項目	記載留意事項
施工能力 (同種・類似工事の実績)	<p>こと。</p> <p>記載例：300百万円（JV出資比率：40%）</p> <p>6 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：発注者の欄は記載あるか。（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含み、その発注者を記載。）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期について、以下の内容を確認する。 ＜標準型・簡易型の場合＞ ・過去10年以内の履行完了か。 <u>※建築、電気設備、暖冷房衛生設備の場合、過去15年以内の履行完了か。</u> ＜標準型・簡易型以外の場合＞ ・履行完了が過去5年以内、過去5年から10年以内、過去10年から15年以内のどちらに該当するか。（選択方式）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：契約金額は、指定金額以上か。（地域密着型を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいづれかを提出。</p>
工事成績 様式第6号（簡易型・標準型）	<p>1 加点対象は、過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）に福島県発注の同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）において、工事成績評定が75点以上の施工実績が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は選択不要です。</p> <p>2 令和3年4月1日以前に竣工検査を受けた工事成績評定の場合、「被災者雇用による加点（最大5点）」及び「工事受注に対する加点（5点）」を引いた点数で申請すること。 (例) 竣工検査日が令和3年3月19日であり、被災者雇用による加点2点、工事受注に対する加点5点、工事成績評定点合計84点だった場合、 84-2-5=77点 → 「75点以上80点未満」を選択</p> <p>3 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</p> <p>4 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：工事番号が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期は、過去5年以内に履行が完了したものか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：工事成績が、75点以上80点未満、<u>80点以上85点未満又は85点以上のいづれか</u>に該当するか。（選択方式）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類①：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいづれかを提出。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類②：令和3年4月1日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点（別表様式第1）の写し。 令和3年4月1日以降の竣工検査を受けた工事成績評定：不要。</p>

項目	記載留意事項						
工事成績  様式第11号 (特別簡易型・復旧型・地域密着型)  (同一発注種別工事で直近の工事成績)	<p>1 加点対象は、過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の福島県発注の同一発注種別工事で直近の工事成績評定が75点以上である場合、加点対象となります。同種・類似工事での直近ではありません。</p> <p>2 竣功検査年月日で判断します。 (例) 開札日が令和4年9月21日である場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">対象外←</td> <td style="padding: 2px;">←この期間の直近(最新)の工事成績評定が評価対象→</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成29年 9月20日</td> <td style="padding: 2px;">平成29年 9月21日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和4年 6月末日</td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、対象期間に竣工検査を実施しているにも関わらず、工事成績評定通知書が届いていない場合は、当該工事発注機関にお問い合わせください。</p> <p>3 令和3年4月1日以前に竣工検査を受けた工事成績評定の場合、「被災者雇用による加点(最大5点)」及び「工事受注に対する加点(5点)」を引いた点数で申請すること。 (例) 竣工検査日が令和3年3月19日であり、被災者雇用による加点2点、工事受注に対する加点5点、工事成績評定合計84点だった場合、 <math>84 - 2 - 5 = 77</math>点 → 「75点以上80点未満」を選択</p> <p>4 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。該当がない場合は記載不要です。</p> <p>5 直近の工事成績評定が共同企業体(特定又は経常)での実績の場合は、自社が代表構成員又はその他の構成員であったかにかかわらず共同企業体(特定又は経常)での実績が評価対象となります。</p> <p>6 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>確認事項①: 工事番号が記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項②: 工期は、直近(評価対象の過去5年以内で最新)に履行が完了したものか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項③: 当該工事と同じ発注種別か。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項④: 工事成績が、75点以上80点未満、<u>80点以上85点未満又は85点以上のいずれかに該当するか。</u> (選択方式)</li> </ul> <p>□確認書類: 令和3年4月1日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点(別表様式第1)の写し。令和3年4月1日以降の竣工検査を受けた工事成績評定: 不要。</p>	対象外←	←この期間の直近(最新)の工事成績評定が評価対象→	平成29年 9月20日	平成29年 9月21日	令和4年 6月末日	
対象外←	←この期間の直近(最新)の工事成績評定が評価対象→						
平成29年 9月20日	平成29年 9月21日						
令和4年 6月末日							
優良工事表彰  様式第6号(簡易型・標準型)のみ	<p>1 加点対象は、過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事(工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る)において、指定された部門の優良工事表彰の受賞実績(福島県知事が表彰したものに限る。)が対象となります。</p> <p>なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</p> <p>2 県内企業の受賞実績が評価対象となります。企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限る。)の実績も評価対象とします。</p> <p>3 過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度の県優良工事表彰実績を対象とします。なお、当該年度の表彰後は、当該年度の表彰実績も評価の対象に加えます。</p>						

項目	記載留意事項
優良工事表彰 様式第6号（簡易型・標準型）のみ	<p>評価の対象（過去10箇年度分の表彰実績）（▲：優良工事の受賞実績）</p> <p>基準日</p> <p>評価の対象（過去10箇年度及び当該年度の表彰実績）</p> <p>基準日</p> <p>4 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 確認事項①：工事番号が記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 確認事項②：受賞年度が過去10年以内か。</li> <li><input type="checkbox"/> 確認事項③：受賞部門が指定された部門か。</li> <li><input type="checkbox"/> 確認事項④：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 確認書類：不要。</li> </ul>
品質管理能力 様式第6号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 入札参加者が ISO9001 の認証を取得している場合に加点されます。</p> <p>2 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、経営事項審査結果で確認するため不要ですが、経営事項審査結果で確認できない場合は、認証書や決定通知書の写しを提出。</p>
技術者確保数 様式第6号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者（共同企業体（特定又は経常）として入れに参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合に加点されます。</p> <p>なお、配置可能とは、他の工事に配置されていない場合や他の工事に配置されていても開札日には竣工するなど、当該工事に確実に配置が可能（技術提案書提出後の他工事の受注による変動を除く。）なことをいいます。</p> <p><b>注意）</b>当該工事の配置技術者になるのに必要な資格要件を満たしている技術者数ではないので注意すること。</p> <p>2 当該工事が特殊又は難易度が高い工事で入札参加要件に配置技術者の過去の経験等が付されている場合は、その要件を満たした技術者<u>が対象となります。</u></p> <p>3 製作工及び架設工（据付工）を一括して発注する場合において、各々に配置可能な技術者数を評価する場合がありますので、総合評価点評価基準（別記2又は別記3）をよく確認してください。</p> <p>4 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）における配置技術者も指定人数に計上可能です。<u>なお、様式第7号に記入した配置技術者以外の技術者は当該工事に配置する必要はありません。</u></p> <p>5 監理技術者又は主任技術者となり得る資格要件を満たす必要がありますが、総合評価点評価基準（別記2又は別記3）特記事項に示す技術者としての資格を保有する必要があります。</p> <p>6 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 確認事項：配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡</li> </ul>
技術者確保数	

項 目	記 載 留 意 事 項
様式第6号（簡易型・標準型）のみ	<p>易型4人、標準型9人）以上か。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：技術者の資格要件を証明する書類の写し。</p>
技能士の活用 様式第6号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）未満の場合で、当該工事に指定された資格（複数資格が指定されている場合はいずれかひとつでも該当すれば加点対象）を持つ技能士（建設関係）を配置可能な場合に加点されます。（指定人数以上の場合は、当該項目では加点されません。）</p> <p>2 技能士については、下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も認められます。なお、技能士等級は問いません。</p> <p>3 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：指定された資格を持つ技能士か。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：技能士の資格を証明する資料とします。</p>
週休2日確保工事	<p>1 加点対象は、県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事の週休2日確保工事実施証明書がある場合に加点されます。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、県の週休2日確保工事実施証明書とします。</p>
I C T 活用工事 (簡易型・標準型)のみ	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事のICT活用工事実施証明書がある場合に加点されます。</p> <p>3 <b>確認のための提出書類</b>は、県のICT活用工事実施証明書とします。</p>
建設キャリアアップシステム	<p>1 加点対象は、建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に加点されます。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、登録状況が客観的に確認できる資料（事業者登録完了のはがきやメール、建設キャリアアップシステムの事業者情報画面など）とします。</p>
ふくしまME資格保有 (簡易型・標準型)のみ	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、ふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に加点されます。</p> <p>3 <b>確認のための提出書類</b>は、ふくしまMEの認定証とします。</p>

#### § 4 様式第7号関係（配置予定技術者の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））

（特別簡易型・地域密着型・復旧型）

項目	記載留意事項
配置技術者	<p>1 当該工事に配置を予定している技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）を記載して下さい。記名がない場合、配置技術者の全ての項目を評価しません（0点）。なお、<b>技術者とは監理技術者又は主任技術者</b>のことをいいます。</p> <p>契約締結後に下請契約の請負代金の額が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上になった場合は、記載した配置を予定している主任技術者を監理技術者に変更することを認めます。ただし、この場合、評価を行った主任技術者以上の得点を獲得できる者に限ります。</p> <p>2 配置予定技術者については1名分のみの技術提案書（様式第7号又は様式第11号）を提出してください。複数の技術提案書（様式第7号又は様式第11号）が提出された場合（複数名分の技術提案書が提出された場合）には、全ての技術者の「配置予定技術者の技術力」を評価しません（0点）。</p> <p>3 橋梁、ポンプ等の工場製作工及び架設工（据付工）を一括して発注する工事の場合の評価対象技術者は総合評価点評価基準（別記2又は別記3）に記載してありますので確認してください。</p> <p>4 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：配置予定技術者の氏名。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：技術者の資格を証明する書類の写しとしますが、主任技術者の確認はコリinzの写しも可とします。</p>
資格保有年数 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が総合評価点評価基準（別記2又は別記3）の特記事項で指定された技術者保有資格を保有して10年以上の経験がある場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：指定された資格を保有して10年以上の経験があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：資格者証等の写し。</p>
継続教育 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、上記の資格保有年数で対象とする資格を保有して10年未満の場合で、継続教育（CPD）制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合に加点されます。</p> <p>なお、資格保有年数が10年以上の場合（上記の「資格保有年数」で得点となった場合）、当該項目では加点されません。</p> <p>2 1年以上の継続とは、上記の資格を保有後、CPD制度への加入（登録）又はポイントの初回取得が1年以上前であり、かつ直近のポイント取得が過去1年未満の間である場合とします。</p> <p>ポイント取得日はポイント取得の対象となっている学習（講習会の受講等）を行った日とします。</p>

項目	記載留意事項
継続教育 様式第7号(簡易型・標準型)のみ	<p>1年以上前 → ← 1年未満の間 →</p> <p>C P D制度への加入(登録) 又はポイントの初回取得</p> <p>直近のポイント取得</p> <p>●</p> <p>□月 ◇前 日 1 年</p> <p>●</p> <p>□月 ◇基準日</p> <p>●</p> <p>3 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p>□確認事項：配置予定技術者が、継続教育(C P D)制度で1年以上継続してポイント(学習履歴単位)を取得しているか。</p> <p>□確認書類：登録証、証明書、受講証(ポイント取得の対象となっている講習会等であることが確認できるものを添付)等その他客観的にC P D制度で1年以上継続してポイント(学習履歴単位)を取得していることがわかるもの(写し可)。</p>
施工能力 (同種・類似工事の実績)	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、過去10年以内(建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は、過去15年以内)に当該工事の同種・類似工事で(公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。工種、施工数量の指定があればそれらを満たす場合に限る。)、かつ、指定された金額以上の施工実績(監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績)がある場合に対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。</p> <p>なお、担当技術者等での経験は評価の対象外です。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者又は主任技術者(現場代理人を兼務していた場合も含む)としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間(専任を要しない工事の場合であっても同様の期間とする)の間、配置技術者であった場合を加点対象とします。</p> <p>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間(常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする)の間、現場代理人であった場合を加点対象とします。</p> <p>監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</p> <p>但し、やむを得ない事由(死亡、病気、退職等)により途中で変更になった場合で、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</p> <p>なお、「専任を要する期間」及び「常駐を要する期間」については入札監理課HP内の「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて(平成24年3月7日掲載)」の別紙3を確認願います。</p> <p>※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で1工種で50%に満たない場合は、合わせて50%以上を占</p>

項目	記載留意事項
施工能力 (同種・類似工事の実績)	<p>める2種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。</p> <p>3 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種に関わらず同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）に該当すれば評価対象となります。</p> <p>4 施工実績は、元請としての施工に限ります。</p> <p>5 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 共同企業体（特定又は経常）での実績については、契約金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。なお、この場合、様式の「契約金額」の欄には契約書に記載のある契約金額（出資比率を乗じる前の全体契約金額）を記載するとともに、出資比率の割合も記載すること。 記載例：300百万円（JV出資比率：40%）</p> <p>7 「工事概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大ささとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>8 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：発注者の欄は記載あるか。（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含み、その発注者を記載。）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期について、過去10年以内の履行完了か。 <u>※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合、過去15年以内の履行完了か。</u></p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：主たる工期の全期間に従事しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：契約金額は、指定金額以上か。（地域密着型を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項⑤：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいずれかを提出。</p>
工事成績	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）に福島県発注の同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）において、工事成績評定が80点以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）がある場合に對象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は評価の対象外です。</p> <p>2 令和3年4月1日以前に竣工検査を受けた工事成績評定の場合、「被災者雇用による加点（最大5点）」及び「工事受注に対する加点（5点）」を引いた点数で申請すること。</p> <p>（例）竣工検査日が令和3年3月19日であり、被災者雇用による加点2点、工事受注に対する加点5点、工事成績評定点合計92点だった場合、</p>

項目	記載留意事項
工事成績	<p>92-2-5=85点 → 「80点以上」を選択</p> <p>3 上記に該当する工事において、監理技術者又は主任技術者（現場代理人を兼務していた場合も含む）としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間（専任を要しない工事の場合であっても同様の期間とする）の間、配置技術者であった場合を加点対象とします。</p> <p>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間（常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする）の間、現場代理人であった場合を加点対象とします。</p> <p>監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</p> <p>但し、やむを得ない事由（死亡、病気、退職等）により途中で変更になった場合で、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</p> <p>なお、「専任を要する期間」及び「常駐を要する期間」については入札監理課HP内の「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成24年3月7日掲載）」の別紙3を確認願います。</p> <p>※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で1工種で50%に満たない場合は、合わせて50%以上を占める2種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。</p> <p>4 共同企業体（特定又は経常）での配置技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。</p> <p>5 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>確認事項①：工事番号が記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項②：工期は、過去5年内に履行が完了したものか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項③：主たる工期の全期間に従事しているか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項④：工事成績は、80点以上か。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項⑤：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認書類①：コリングの写し。ただし、コリングによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいずれかを提出。</li> <li><input type="checkbox"/>確認書類②：令和3年4月1日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点（別表様式第1）の写し。</li> </ul>
優良工事表彰 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、過去に福島県発注の同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）において、福島県知事が表彰を行った優良工事表彰（同部門）の受賞実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）がある場合に対象となります。</p> <p>また、担当技術者等での経験は評価の対象外です。</p> <p>なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受</p>

項目	記載留意事項
優良工事表彰 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	<p>賞実績が対象となります。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者又は主任技術者（現場代理人を兼務していた場合も含む）としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間（専任を要しない工事の場合であっても同様の期間とする）の間、配置技術者であった場合を加点対象とします。</p> <p>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間（常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする）の間、現場代理人であった場合を加点対象とします。</p> <p>監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</p> <p>但し、やむを得ない事由（死亡、病気、退職等）により途中で変更になった場合で、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</p> <p>なお、「専任を要する期間」及び「常駐を要する期間」については入札監理課HP内の「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成24年3月7日掲載）」の別紙3を確認願います。</p> <p>※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で1工種で50%に満たない場合は、合わせて50%以上を占める2種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。</p> <p>3 共同企業体（特定又は経常）での配置技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。（ただし、県内企業の受賞実績に限る。）</p> <p>4 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</p> <p>5 <b>確認事項及び確認のための資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>確認事項①：工事番号が記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項②：受賞部門が指定された部門か。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項③：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>確認書類：優良工事表彰を受けた該当工事において配置技術者（監理技術者又は主任技術者）又は現場代理人であったことを証明する書類の写し。</p>

## § 5 様式第8号関係（企業の地域社会に対する貢献度）（簡易型・標準型） 及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）） (特別簡易型・地域密着型・復旧型)

項目	記載留意事項
障がい者雇用の実績 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 法定義務のある企業の場合</p> <p>(1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、かつ、1名以上の雇用がある場合に加点対象となります。</p>

項目	記載留意事項
障がい者雇用の実績 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>(2) <b>確認のための提出書類</b>は、基準日が属する年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書（障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条）の写し（公共職業安定所が確認済みのもの）とします。</p> <p>ただし、基準日が4月1日から7月15日までの入札案件については当該基準日が属する年度の前年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所が確認済みのもの）とします。</p> <p><u>※障がい者雇用状況報告書の⑪実雇用率が法定雇用率（2.3%）を達成していない状況であっても、⑫身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人（不足数なし）の状況であれば、法定義務を達成していると判断する。</u></p> <p>2 法定義務のない企業の場合</p> <p>(1) 障がい者雇用が1名でもある場合に加点対象となります。</p> <p>(2) <b>確認のための提出書類</b>は、障がい者手帳の写しのほか、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等、障がい者雇用の状況がわかる書類とします。なお、障がい者手帳の写しについてはプライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を、社会保険被保険者証の写し等については個人情報保護の観点から記号、番号及び保険者番号を黒で塗りつぶした書類とします。</p>
工事に関する安全管理 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、過去10年以内に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、企業として受賞実績がある場合に対象となります。なお、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰は対象外です。ただし、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰であっても、表彰状に当該入札参加者の企業名が記載されている場合は、当該入札参加者の企業としての受賞実績として加点対象とします。</p> <p>2 国が実施する安全管理に関する表彰とは、労働基準局（監督署）や国土交通省が直接実施する、又は、共催で実施する工事の施工に関する安全管理の表彰であり、国等が後援又は支援する団体等は含まれません。</p> <p>3 安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は含まれません。</p> <p>4 <b>確認事項及び確認のための提出資料</b>は、以下のとおりとします。</p> <p>□確認事項：過去10年以内に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰での、企業として受賞実績。</p> <p>□確認書類：東北地方整備局長表彰（SAFETY 優良工事表彰）の場合は、東北地方整備局のホームページで確認するため提出不要。それ以外の表彰は、表彰状の写し。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
環 境 へ の 配 慮 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 入札参加者が ISO14001 の認証を取得している場合に加点されます。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、経営事項審査結果で確認するため不要ですが、経営事項審査結果で確認できない場合は、認証書や決定通知書の写しを提出。</p>
県 内 業 者 の 活 用 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、県内業者にあっては、当該工事の請負金額の 80 %以上（下請、資材等を含む。）を県内業者（自社施工分含む。）により施工する場合、県外業者にあっては、当該工事の請負金額の 50 %以上（下請、資材等を含む。）を県内業者により施工する場合に対象となります。</p> <p>2 下請については、元請けと直接契約を締結する 1 次下請までとし、2 次下請（孫請け）以下については考慮しないものとします。 また、資材については、購入先が県内業者の場合を評価対象とし、鋼橋工事等における鉄鋼等の材料に関しては、加工した企業が県内業者の場合を評価対象とします。</p> <p>3 下請、資材購入会社が県外に本店を有する企業であっても、県内の支店・営業所と下請契約（資材購入）する場合には、県内の業者を活用したものと見なします。</p> <p>4 評価時点では<b>確認のための提出書類</b>は求めませんが、契約締結後に工事執行機関において実態を確認することになりますので、留意願います。</p>
次 世 代 育 成 支 援 (働く女性応援) 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、福島県雇用労政課のホームページに掲載されている認定企業一覧で確認するため、提出は不要。</p>
次 世 代 育 成 支 援 (仕事と生活の調和) 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、福島県雇用労政課のホームページに掲載されている認定企業一覧で確認するため、提出は不要。</p>
新 分 野 進 出 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、平成 13 年 4 月 1 日以降に建設業以外の分野へ進出した実績がある県内企業が評価対象となります。</p> <p>2 建設業以外とは、建設業法第 2 条で定義する建設業以外のもの（日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。））をいいます。</p> <p>3 新法人設立等における株式の保有に関しては、51 %以上の所有に限り認められます。（4 に該当する場合を除く）</p> <p>4 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けたものは、対象となります。</p> <p>5 平成 13 年 4 月 1 日以降に新分野に進出した実績があっても、基準日ま</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
	<p>でに継続した売上げ実績（年1回以上）がない場合、又は、廃業した場合は加点の対象にはなりません。</p> <p>6 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <p>&lt;福島県建設業新分野進出企業事業の認定を受けている場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：認定状況。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：福島県建設産業室のホームページに掲載されている認定一覧で確認するため、提出は不要。</p> <p>&lt;福島県建設業新分野進出企業事業の認定を受けていない場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：新分野進出後の継続した売上げ実績。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新分野進出の概要が分かる資料</li> <li>・ 新分野進出に伴う支出を証明できる資料</li> <li>・ 新分野進出を証明する書類（株主総会又は取締役会の議事録等）</li> <li>・ 新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本（写）</li> <li>・ 借り入れを行った場合には、新分野進出に伴う借り入れであることの金融機関からの証明書など</li> <li>・ 新分野進出後の継続した売上げ実績が分かる資料</li> </ul>
健康経営優良事業所 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<p>1 加点対象は、ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合に対象となります。</p> <p>2 <b>確認のための提出書類</b>は、福島県健康づくり推進課のホームページに掲載されている認定事業所一覧で確認するため、提出は不要。</p>
若手・女性技術者の配置	<p>1 加点対象は、若手・女性技術者を配置予定技術者とする場合が対象となります。</p> <p>2 40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者が加点対象となります。</p> <p>3 40歳未満の男性技術者について、基準日の時点で40歳未満であれば加点対象となります。</p> <p>4 様式第7号及び様式第11号の「配置技術者」に記載された技術者が対象になりますので、様式第7号及び様式第11号の氏名欄に配置技術者の記載が無い場合は、評価しません。</p> <p>5 様式第7号及び様式第11号の「配置技術者」の各評価項目が0点であった場合も、配置予定技術者としての要件（入札参加資格条件等）を満たしている場合、当該評価項目の評価対象とします。</p> <p>6 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：様式第7号及び様式第11号の配置技術者欄に記名されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：男性技術者（40歳未満）又は女性技術者（全て）が選択されているか。（選択方式）</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：社会保険被保険者証等の写し等。 なお、個人情報保護の観点から社会保険被保険者証の写し等については記号、番号及び保険者番号を黒で塗りつぶしました</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
	書類とします。
同一市町村内工事実績	<p>1 加点対象は、発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合、過去3年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において2件以上（件数に応じて配点が変わります。）の公共工事の工事実績がある場合が対象となります。</p> <p>その他の発注種別の場合は、過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において1件の公共工事（当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）の工事実績がある場合が対象となります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。<b>除雪業務委託や維持補修業務委託、委託管理業務等は対象外です。</b></p> <p>2 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）のいずれの実績も評価の対象とします。</p> <p>3 下請での履行実績は加点の対象にはなりません。</p> <p>4 同種・類似工事に限定しません。</p> <p>5 複数市町村にまたがる工事の履行実績の場合、総合評価点評価基準（別記2又は別記3）で設定した市町村での履行実績があれば評価の対象とします。</p> <p>6 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <p>&lt;発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：過去3年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において2件以上の公共工事の工事実績があるか。</p> <p>&lt;発注種別が一般土木工事、舗装工事以外の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において1件の公共工事（当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）の工事実績があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：契約書等の写し。</p>
入札参加者の所在地 ※県外業者は提出不要	<p>1 入札参加者が登記上の本店か、準本店に該当する支店・営業所（以下、支店等という。）か、準本店に該当しない支店等か選択してください。</p> <p>&lt;<b>支店等</b>とは&gt;</p> <p><b>県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所</b>であって開札日時点では有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <p>&lt;<b>準本店</b>とは&gt;</p> <p>支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務委託等の履行実績があるものをいいます。</p>

項目	記載留意事項																	
入札参加者の所在地 ※県外業者は提出不要	<p>2 所在地については、様式第1号に記載された「住所」をもとに適切に選択してください。</p> <p>3 工事箇所及び地域要件により評価の対象地域が異なります。</p> <p>4 様式第1号の入札参加者とは別に、委任なし支店等を以下の地域に有する場合は、配点が高い方で評価します。</p> <p>5 <u>評価対象となる支店等は、基準日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等となります。</u>  <u>ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りではありません。</u></p> <p><b>&lt;委任なし支店等&gt;</b></p> <p>建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域要件</th><th colspan="3">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)</th></tr> <tr> <th>配点</th><th>上位点</th><th>中位点</th><th>下位点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td><td rowspan="4">同一市町村内 (※)</td><td rowspan="2">土木事務所管内</td><td>—</td></tr> <tr> <td>隣接3管内</td><td>建設事務所管内</td></tr> <tr> <td>県内</td><td rowspan="2">県内</td></tr> <tr> <td>全国</td></tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「同一市町村内」の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。</p> <p>6 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：本店・準本店・支店等のいずれに該当するか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：準本店の場合、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務委託等の履行実績があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：委任なし支店等があるか。</p> <p><u>□確認事項④：支店等の場合、建設業法の許可後、3年を経過しているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/>確認書類①：本店の場合や準本店に該当しない支店等の場合は不要。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類②：準本店の場合、当該支店等の社員が除雪又は維持補修業務を実施していることがわかる資料(任意様式で可)。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類③：委任なし支店等がある場合、その支店等の建設業許可を証明できる書類</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)			配点	上位点	中位点	下位点	管内	同一市町村内 (※)	土木事務所管内	—	隣接3管内	建設事務所管内	県内	県内	全国
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)																	
配点	上位点	中位点	下位点															
管内	同一市町村内 (※)	土木事務所管内	—															
隣接3管内			建設事務所管内															
県内		県内																
全国																		
ボランティア活動等への取組み状況 ※県外業者は提出不要	<p>1 入札参加者が過去3年間以上継続して、地域の防災活動への取組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検などのボランティア活動の実績がある場合に評価されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、基準日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。      なお、3年間以上継続の実績は年間(1月～12月まで)又は年度(4月～翌年3月まで)のいずれかで確認できればよいものとします。</p> <p>(1) 年度(4月から翌年3月)の実績で3年間以上の継続的な実績が評価できるもの。(▲ボランティア活動の開催日 )</p>																	

項目	記載留意事項
ボランティア活動等への取組み状況 ※県外業者は提出不要	<p>① 今年度を含め、過去3年度内に1回ずつ継続している場合。</p> <p>② 基準日から1年以内の実績は無いが、前年度から数えて3箇年度内に1回ずつ継続している場合。</p> <p>③ 実施日の間隔が1年以上離れているが、各年度に1度の実績が確認できる場合。</p> <p>(2) 年間（1月～12月）の実績で3年以上の継続的な実績を評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 実施日の間隔は1年以上離れているが、各年単位で実績が確認できる。</p> <p>(3) 評価の対象にならない場合</p> <p>① 年度、年間ともに実績が確認できない。</p>
	<p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の活動が対象となります。</p> <p>4 ボランティア活動の評価対象は、企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外です。また、その内容は、客観的に確認できる必要があります。</p> <p>5 ボランティア活動を行った場所の市町村名を選択してください。市町村名の選択がない場合、評価しませんので注意してください。</p> <p>6 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>7 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：過去3年間以上継続して実施したボランティア活動の実績。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：活動状況を客観的に確認できる書類（地域の証明、感謝状、新聞記事等）。</p>

項目	記載留意事項																
消防団への継続加入状況 ※県外業者は提出不要	<p>1 継続雇用（1年以上）している社員（代表取締役や役員も可）が消防団に継続加入（1年以上）している場合に評価します。</p> <p>2 消防団とは、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受けるもののをいいます。（婦人消防団についても、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とします。）</p> <p>3 加入消防団の所在地で評価します。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th><th colspan="2">評価対象となる加入消防団の所在地</th><th rowspan="2">評価対象となる期間</th></tr> <tr> <th>上位点</th><th>下位点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td><td rowspan="2">土木事務所管内 (※)</td><td rowspan="2">建設事務所管内 (※)</td><td rowspan="4">過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である</td></tr> <tr> <td>隣接3管内</td></tr> <tr> <td>県内</td><td rowspan="2">県内</td><td colspan="2" rowspan="2">—</td></tr> <tr> <td>全国</td></tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所がいわき市の場合、上位点は同一建設事務所管内、下位点は該当なしとする。</p> <p>5 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□確認事項①：消防団に加入している社員を1年以上継続雇用していること。</li> <li>□確認事項②：その者が1年以上消防団員であること。（基準日時点も継続加入している。）</li> <li>□確認書類①：社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等。</li> <li>□確認書類②：消防団員の辞令、団員証、身分証明書等の写し等。</li> </ul>	地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間	上位点	下位点	管内	土木事務所管内 (※)	建設事務所管内 (※)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である	隣接3管内	県内	県内	—		全国
地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間														
	上位点	下位点															
管内	土木事務所管内 (※)	建設事務所管内 (※)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である														
隣接3管内																	
県内	県内	—															
全国																	

項目	記載留意事項
《選択項目》	<p><b>《選択項目における記載上の注意事項》</b></p> <p>1 以下の評価項目から2項目を選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の出動実績又は災害応援協定締結</li> <li>・新卒者、離職者の雇用実績</li> <li>・雇用の維持、確保</li> <li>・除雪、維持補修業務の履行実績（一般土木工事、舗装工事に限る）</li> </ul> <p>2 チェックボックスにチェックがない場合、又は3項目以上の記載があった場合、評価しません。</p>
《選択項目》 災害時の出動実績 又は 災害応援協定締結  ※県外業者は提出不要	<p>1 災害時の出動実績と災害応援協定締結のいずれか又は両方を評価の対象とします。</p> <p>2 <b>災害時の出動実績</b></p> <p>(1) 加点対象は、過去3年以内に災害時の出動実績がある場合に対象となります。</p> <p>(2) 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出動実績が対象となります。</p> <p>(3) 災害時の出動実績とは、国・県・市町村のいずれかが発注した維持補修業務委託等に基づく災害時（大雨警報発令時等を含む）の巡回パトロール、土のう積み、水防活動、倒木・落石・がれきの撤去などの企業としての活動をいい、国・県・市町村との災害協定等に基づかない活動も対象となります。</p> <p>なお、複数回の出動実績がある場合であっても、出動時期等は代表する1つの実績について記載してください。出動実績で評価するため単価契約による契約実績を記載しても評価の対象になりません。</p> <p>3 <b>災害応援協定締結</b></p> <p>加点対象は、本店又は準本店である入札参加者（団体を含む）が国・県・市町村のいずれかと災害時の応援協定を締結している場合に対象となります。県の応援協定について詳しくは、福島県災害対策課ホームページの「福島県が締結している災害時における応援協定一覧」をご覧ください。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。災害時の出動場所及び協定の対象範囲が、以下に示す地域要件毎に設定した地域を含む場合に評価対象となります。</p> <p>なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となります。他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一土木事務所管内にある。</li> <li>②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する</li> </ul>

項目		記載留意事項										
《選択項目》 災害時の出動実績 又は 災害応援協定締結  ※県外業者は提出不要	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時出動実績又は災害応援協定締結	配点								
				( )は特別簡易型、復旧型、復興型 又は地域密着型の場合								
				災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出動実績がある場合	過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合						
				1.5点 (0.75点)	2.5点 (1.25点)	3.0点 (1.5点)						
※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。												
5 確認事項及び確認のための提出書類は、次のとおりとします。												
<input type="checkbox"/> 確認事項：出動実績、又は協定締結の事実。 <input type="checkbox"/> 確認書類：出動実績を客観的に証明できる書類(発注者からの指示書等)、又は協定書の写し(県との協定の場合は、協定締結している団体の会員であることがわかる資料)等。												
《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績  (東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)  ※県外業者は提出不要				1 基準日から過去1年以内に新卒者や離職者を従業員として雇用した企業、又は、平成23年3月11日以降に東日本大震災による被災者等を従業員として雇用した企業に加点します。なお、被災者等とは下記のいずれかに該当する者とします。								
				a) 被災者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)及びこの地震に伴う津波により住居が全壊、大規模半壊又は半壊した者</li> </ul>							
				b) 避難者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域(福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲)、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する者等で、市町村の指示で避難した者</li> </ul>							
				c) 失職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)、この地震に伴う津波又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故が原因で失職した者(所属企業の倒産、所属企業からの解雇の外、自営業や農林漁家の休業、廃業も含む。)</li> </ul>							
				2 新卒者、離職者、被災者等ともに福島県内に居住する者を評価の対象とします。(雇用の結果、福島県内に在住することになった者も含む。)								
				3 従業員とは正規雇用職員を指します。								
				有期雇用(期間の定めのある雇用契約による雇用。以下同じ。)職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象になりません。								
				4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。								
				また、正規雇用職員として雇用した新卒者・離職者及び被災者等について								

項目	記載留意事項																																				
<p>《選択項目》 新卒・離職者の 雇用実績  (東日本大震災による被災 者等の雇用実績を含む。)  ※県外業者は提出不要</p>	<p>は、地域要件毎に設定した地域に勤務する者が評価の対象となります。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となります。他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <p>①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域 要件</th><th rowspan="2">評価対象と なる入札参 加者の所在 地（本店・ 準本店・支 店等）</th><th rowspan="15">評価の対 象となる 新卒・離職 者の勤務 地</th><th rowspan="2">評価対象期間</th><th colspan="2">雇用人数に対する配点 ( )は特別簡易型、 復旧型、復興型 又は地域密着型の場合</th></tr> <tr> <th>1名</th><th>2名以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td><td colspan="2">土木事務所管内（※）</td><td rowspan="13"> <p>新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月 11日以降の雇 用実績</p> </td><td>新卒・ 離職者 1.5点 (0.75点)</td><td>新卒・ 離職者 2.5点 (1.25点)</td></tr> <tr> <td>隣接 3管内</td><td colspan="3">建設事務所管内</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>県内</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>全国</td><td colspan="3">県内</td><td>新卒・ 離職者 2.5点 (1.25点)</td><td></td></tr> </tbody> </table>					地域 要件	評価対象と なる入札参 加者の所在 地（本店・ 準本店・支 店等）	評価の対 象となる 新卒・離職 者の勤務 地	評価対象期間	雇用人数に対する配点 ( )は特別簡易型、 復旧型、復興型 又は地域密着型の場合		1名	2名以上	管内	土木事務所管内（※）		<p>新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月 11日以降の雇 用実績</p>	新卒・ 離職者 1.5点 (0.75点)	新卒・ 離職者 2.5点 (1.25点)	隣接 3管内	建設事務所管内					県内						全国	県内			新卒・ 離職者 2.5点 (1.25点)	
地域 要件	評価対象と なる入札参 加者の所在 地（本店・ 準本店・支 店等）	評価の対 象となる 新卒・離職 者の勤務 地	評価対象期間	雇用人数に対する配点 ( )は特別簡易型、 復旧型、復興型 又は地域密着型の場合																																	
				1名	2名以上																																
管内	土木事務所管内（※）		<p>新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月 11日以降の雇 用実績</p>	新卒・ 離職者 1.5点 (0.75点)	新卒・ 離職者 2.5点 (1.25点)																																
隣接 3管内	建設事務所管内																																				
県内																																					
全国	県内			新卒・ 離職者 2.5点 (1.25点)																																	
<p>※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。</p>																																					
<p>5 従事する業務の区分は指定しません（事務系、技術系ともに評価の対象とします）。新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も評価の対象とします。</p>																																					
<p>6 評価の対象となる新卒者とは、基準日の3年前の年度の4月1日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業した者とします。なお、中退者も含めるものとします。</p>																																					
<p>7 評価の対象となる離職者とは、基準日の3年前の年度の4月1日以降に雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者（アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員だった者も含む。）で、下記の各条件を満たす者とします。</p>																																					
<p>a) 離職の日から現在の所属企業に雇用されるまで1ヶ月以上の期間があった者</p>																																					
<p>8 离職者、被災者等の雇用において、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象になりません。</p>																																					
<p>9 <b>確認事項及び確認のための提出書類</b>は、次のとおりとします。</p>																																					
<p>a) 新卒・離職者の雇用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>確認事項①：該当者が新卒・離職者であること。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項②：その者が1年以内に正規雇用となった従業員であること。</li> <li><input type="checkbox"/>確認書類：上記を確認できる卒業証書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しとします。</li> </ul>																																					
<p>b) 被災者等の雇用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>確認事項①：該当者が東日本大震災による被災者であること。</li> <li><input type="checkbox"/>確認事項②：震災の発生以降（平成23年3月11日以降）に正規雇用となった従業員であること。</li> <li><input type="checkbox"/>確認書類：被災者については「り災証明書」、避難者については「被災証明書」、失職者については「解雇通知書」・「雇用保</li> </ul>																																					

項目	記載留意事項
《選択項目》 新卒・離職者の 雇用実績 (東日本大震災による被災 者等の雇用実績を含む。)  ※県外業者は提出不要	<p>「険被保険者資格等取得確認通知書」等、を確認できる書類の写しとします。なお、り災証明書、被災証明書を申請していない者は評価の対象にならない場合がありますので注意してください。</p> <p>c) 新卒者、離職者、被災者等共通資料  <input type="checkbox"/>確認事項：該当者が福島県内に居住していること。  <input type="checkbox"/>確認書類：上記を確認できる資料の写し。</p>
《選択項目》 雇用の維持・確保 (東日本大震災による被災 者等の雇用維持を含む。)  ※県外業者は提出不要	<p>1 基準日における従業員数が1年前より増えている企業又は同数を維持している企業、又は、下記のいずれかに該当する企業（委任先の場合は、登録してから1年以上経過した者に限る）と契約金額が500万円以上の下請契約を行う場合に評価の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 被災者等の雇用実績を有する企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新卒・離職者の雇用実績」（東日本大震災による被災者等の雇用実績）における被災者等の評価基準（前ページに掲載）に該当する企業</li> </ul> </li> <li>b) 被災企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北地方太平洋沖地震（余震も含む。）及びこの地震に伴う津波による被災のため社屋が使用困難となり、新たな社屋（仮設も含む。）に移転した企業</li> </ul> </li> <li>c) 避難企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域（福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲）、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に所在し、新たな社屋（仮設も含む。）に避難している企業</li> </ul> </li> </ul> <p>2 評価の対象とする従業員は福島県内に在住する正規雇用職員とします。有期雇用職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象となりませんが、雇っていた有期雇用職員、アルバイト、パートタイマー等を正規雇用した場合は評価の対象とします。</p> <p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>また、従業員についても地域要件により設定した対象地域に勤務する者で評価します。雇用は入札参加者（本店・支店・営業所）単位で評価します。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となります、他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <p>①同一土木事務所管内にある。</p> <p>②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p>

項目	記載留意事項																																																
《選択項目》 雇用の維持・確保  (東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。)  ※県外業者は提出不要	<p><b>【雇用の維持・確保】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）</th> <th>評価の対象となる従業員の勤務地</th> <th>評価対象となる月日</th> <th>雇用人数に対する配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合</th> <th>同数</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内（※）</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">基準日における1年前との比較</td> <td rowspan="3">1.5点 (0.75点)</td> <td rowspan="3">2.5点 (1.25点)</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td></td> <td>建設事務所管内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【被災者等の雇用維持】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）</th> <th>配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内（※）</td> <td rowspan="3">2.5点 (1.25点)</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td>建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合	同数	増加	管内	土木事務所管内（※）			基準日における1年前との比較	1.5点 (0.75点)	2.5点 (1.25点)	隣接3管内		建設事務所管内		県内				全国	県内						地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）	配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合	管内	土木事務所管内（※）	2.5点 (1.25点)	隣接3管内	建設事務所管内	県内	県内	全国								
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合	同数	増加																																											
管内	土木事務所管内（※）			基準日における1年前との比較	1.5点 (0.75点)	2.5点 (1.25点)																																											
隣接3管内		建設事務所管内																																															
県内																																																	
全国	県内																																																
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）	配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合																																															
管内	土木事務所管内（※）	2.5点 (1.25点)																																															
隣接3管内	建設事務所管内																																																
県内	県内																																																
全国																																																	
	<p>4 雇用の維持・確保について、従業員の従事する業務の区分は指定しません（事務系、技術系ともに評価の対象とする）。また、新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も含めて評価します。</p> <p>5 過去に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きを行った者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者で再生（更正）計画の履行が完了していない企業は、加点の対象にはなりません。</p> <p>6 確認事項及び確認のための提出書類は、次のとおりとします。</p> <p>a) 雇用の維持・確保</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：評価基準日と1年前の正規雇用の従業員数。  <input type="checkbox"/>確認書類：上記をそれぞれ確認できる社員名簿等。</p> <p>b) 被災者等の雇用維持</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：下請予定企業が「新卒・離職者の雇用実績」（東日本大震災による被災者等の雇用実績）の評価基準に該当するか。  <input type="checkbox"/>確認書類：上記を確認できる資料又は被災等により新たな社屋に移転していることを確認できる資料（写真や地図等）。</p>																																																
《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績（一般土木・舗装工事に限る。）  ※県外業者は提出不要	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、過去3年以内に、不特定多数の人が利用する公共施設に対して国・県・市町村のいずれかが発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託（突発的な対応が求められる業務委託）を履行した実績（ただし、契約期間を満了した実績に限る）がある場合、若しくは、過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けている場合、又は、直</p>																																																

項目	記載留意事項				
《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績（一般土木・舗装工事に限る。）  ※県外業者は提出不要	<p>前の5年度間連続（開札日の属する年度の前年度までの5箇年度間連続をいう。）して国・県・市町村のいずれかが発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方を履行した実績（ただし、契約期間を満了した実績に限る。）がある場合に対象となります。</p> <p>なお、側溝清掃や除草等あらかじめ施工量と工期が示され、計画的に履行ができる内容の業務委託については対象外です。</p> <p>3 過去5年度以内に感謝状の贈呈を受けた実績とは、開札日の属する年度の前年度までの過去5箇年度間に福島県道路除雪表彰事業により感謝状の贈呈を受けた実績を対象とします。なお、当該年度の感謝状贈呈が行われた後は、当該年度の贈呈を受けた実績も評価の対象となります。</p> <p style="text-align: right;">(▲：感謝状の贈呈を受けた実績)</p> <p>評価の対象（過去5箇年度間）</p> <p>評価の対象（過去5箇年度間及び当該年度の贈呈を受けた実績）</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となります。他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <p>①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p>				
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・準本店・支店等）	除雪・維持補修業務の実績	配点 ( )は特別簡易型、復旧型、復興型 又は地域密着型の場合		
管 内	土木事務所管内（※）		過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある場合
隣接 3管内	建設事務所管内		1.5点 (0.75点)	3.0点 (1.5点)	3.0点 (1.5点)
県 内					
全 国	県 内				
※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。					

項 目	記 載 留 意 事 項
	<p>5 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出動実績や感謝状の贈呈を受けた実績が対象となります。</p> <p>6 除雪、維持補修の出動実績がない場合でも、契約期間を満了した実績があれば評価の対象となります。</p> <p>7 <b>確認事項及び確認のための提出資料</b>は、次のとおりとします。</p> <p>□確認事項①：過去3年以内又は過去5年度間の除雪・維持補修業務の実績。</p> <p>□確認事項②：感謝状の贈呈を受けた実績。</p> <p>□確認書類：契約書や感謝状等の写し。</p>

## § 6 様式第9号関係（技術審査書（その1～その2））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 様式第9号のその1及びその2において、どれか一つでも未提出の場合は、無効とします。</p> <p>提出があっても、工事名・工事番号・記載内容の全てが別案件のものや工程計画等が未記入の場合、未提出と同様に無効とします。</p> <p>2 様式第9号（その1）「1 工程計画」に記載する文字は、判読できない場合、該当する評価項目は評価しません。</p> <p>3 様式第9号（その2）に記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS明朝の10ポイント）という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>4 以下に該当する場合、様式第9号（その1～その2まで）全てを評価せず0点とします。</p> <p>(1) あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術審査書の場合</p> <p>(2) 様式第9号（その2）の行数が39行を超えていた場合</p> <p>(3) 様式第9号（その2）の文字の大きさが、様式の一部分であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合</p> <p>5 枠外の標題等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合、当該様式（様式第9号（その1）又は（その2））の全てを評価せず0点とします。</p> <p>6 技術審査書を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p> <p>7 標準型で、発注者提示案と異なる施工方法による技術提案（様式第10号）を提出する場合は、技術提案内容に対応した施工計画を記載してください。</p>

## § 7 様式第10号関係（技術提案）（標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS明朝の10 ポイント）という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>2 様式の外枠が指定の大きさでかつ行数が58行以下あれば、様式の中の各項目の記載欄（幅等）は変更してもかまいません。</p> <p>3 以下に該当する場合、当該技術提案の全てを評価せず0点とします。 ただし、該当するのが技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。</p> <p>(1) あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術提案書の場合</p> <p>(2) 行数が58行を超えていた場合</p> <p>(3) 文字の大きさが、様式の一部分であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合</p> <p>(4) 枠外の標題等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合</p> <p>4 技術提案を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p>